

厚生労働大臣が定める揭示事項

(1) 入院基本料について

※一般病棟入院基本料（急性期病院A一般入院料）（算定開始：令和8年6月1日）

当院で急性期病院A一般入院料を算定している病棟は、3階南、4階北、5階南、5階北、6階南、6階北、7階南、7階北、8階南、8階北病棟です。

一般病棟の全てを平均して、入院患者様7人に対して看護師1人以上が実際に勤務しています。

病棟別の看護職員の配置状況については、各病棟に揭示。（別紙参照）

※ 特定集中治療室管理料2（算定開始：平成12年11月1日）

特定集中治療室において重篤な状態の患者様に対して集中治療が行われた場合に算定するもの。当該管理料を算定する「特定集中治療室（ICU）」には、専任の医師が常時治療室内に勤務し、日勤・夜勤あわせて入院患者様2人に対して1名以上の看護師がいます。

早期離床・リハビリテーション加算（算定開始：令和2年11月1日）

特定集中治療室に入室した患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション療法士等の他職種からなるチームにより、入室後早期から離床等に必要な総合的な取り組みを行った場合に算定します。

※ ハイケアユニット入院医療管理料1（算定開始：平成19年7月1日）

ハイケアユニット入院管理を行うにふさわしい専用の治療室において重篤な状態の患者様に対して集中治療が行われた場合に算定するもの。専任の医師が常時保険医療機関内に勤務し、当該管理料を算定する「HCU治療室」には、日勤・夜勤あわせて入院患者様4人に対して1名以上の看護師がいます。

※ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（算定開始：令和1年7月1日）

脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者に対して、専門の医師等により組織的、計画的に脳卒中ケアユニット入院医療管理が行われた場合に算定するもの。当該管理料を算定する「SCU治療室」には、日勤・夜勤あわせて入院患者様3人に対して1名以上の看護師がいます。

※ 新生児特定集中治療室管理料2（算定開始：平成10年1月1日）

新生児特定集中治療室において未熟児等重篤な状態の新生児に対して集中治療が行われた場合に算定するもの。専任の医師が常時、保険医療機関内に勤務し、当該管理料を算定する「新生児特定集中治療室」には、日勤・夜勤あわせて入院患者様3人に対して1名以上の看護師がいます。

※ **小児入院医療管理料2**（算定開始：平成15年9月1日）

小児医療専門医師の配置や手厚い看護職員の配置がなされている小児入院医療提供体制を評価して算定するもの。当該管理料を算定する「4階南病棟」には、日勤・夜勤あわせて入院患者様7人に対して1名以上の看護師がいます。

時間外受入体制強化加算2（算定開始：令和4年4月1日）

当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制を確保していることを評価するもの。

養育支援体制加算（算定開始：令和4年9月1日）

虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる小児患者に対する必要な支援体制を評価するもの。

※ **小児入院医療管理料3**（算定開始：令和6年6月1日）

小児医療専門医師の配置や手厚い看護職員の配置がなされている小児入院医療提供体制を評価して算定するもの。急性期一般入院料1の算定病棟である3階南病棟（42床）のうち10床を専ら小児を入院させる病床として算定するもの。当該管理料を算定する「3階南病棟」には、日勤・夜勤あわせて入院患者様7人に対して1名以上の看護師がいます。小児の区域特定した病床（10床）における夜勤については看護職員が1名以上配置しており、かつ、1看護単位として運用する病棟における夜勤については看護職員を3人以上配置している。

養育支援体制加算（算定開始：令和6年6月1日）

虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる小児患者に対する必要な支援体制を評価するもの。

（2）DPC（診断群分類別包括評価）対象病院（算定開始：平成20年7月1日）

病名が診療内容に応じて分類された診断群分類で、1日当たりの入院費用を定めた新しい医療費の計算（支払い方法）方式を導入しています。すべての患者様の入院費がDPC計算となるものではなく、一部出来高計算の場合もあります。

（3）入院時食事療養（I）（算定開始：平成9年11月3日）

管理栄養士によって患者様の年齢、病状により適切な栄養量及び内容の食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

（4）明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

【基本診療料】
情報通信機器を用いた診療
電子的診療情報連携体制整備加算1
急性期総合入院体制加算3
超急性期脳卒中心加算
救急医療管理加算
診療録管理体制加算2
医師事務作業補助体制加算1（15対1）
急性期看護補助体制加算（25対1、看護補助者5割以上） 夜間100対1急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、 看護補助体制充実加算2
看護職員夜間16対1配置加算1
電子的診療情報連携体制整備加算1（入院基本料）
療養環境加算
重症者等療養環境特別加算
産科管理加算
無菌治療室管理加算2
緩和ケア診療加算 個別栄養食事管理加算
精神科リエゾンチーム加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算1 医療安全対策地域連携加算1
感染対策向上加算1 指導強化加算 微生物学的検査体制加算
患者サポート体制充実加算
重症患者初期支援充実加算
報告書管理体制加算
褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算
呼吸ケアチーム加算
術後疼痛管理チーム加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算1
バイオ後続品使用体制加算
病棟薬剤業務実施加算1、2
データ提出加算2
入退院支援加算1、3 地域連携診療計画加算、入院時支援加算
認知症ケア加算1
せん妄ハイリスク患者ケア加算
精神疾患診療体制加算1、2
地域医療体制確保加算2
【特掲診療料】
心臓ペースメーカー指導管理料 遠隔モニタリング加算
糖尿病合併症管理料
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ
がん患者指導管理料ロ
がん患者指導管理料ハ
がん患者指導管理料ニ
外来緩和ケア管理料
糖尿病透析予防指導管理料
小児運動器疾患指導管理料
乳腺炎重症化予防・ケア指導料
婦人科特定疾患治療管理料
腎代替療法指導管理料
二次性骨折予防継続管理料1、3
下肢創傷処置管理料
救急外来医学管理料1及び 同「注3」に規定する救急外来緊急検査対応加算1
救急医学管理料 注5 時間外緊急時医療情報取得加算
救急医学管理料 注7 院内トリアージ実施体制加算
外来腫瘍化学療法診療料1 連携充実加算
外来腫瘍化学療法診療料の「注9」に規定するがん薬物療法体制充実加算
療養・就労両立支援指導料の「注3」に規定する相談支援加算

心不全再入院予防継続管理料1及び2
遺伝性疾患療養指導管理料の「注1」から「注3」までに規定する施設基準
遺伝性疾患療養指導管理料の「注5」に規定する施設基準
開放型病院共同指導料(Ⅱ)
がん治療連携計画策定料
肝炎インターフェロン治療計画料
ハイリスク妊産婦連携指導料1
ハイリスク妊産婦連携指導料2
薬剤管理指導料
検査・画像情報提供加算
電子的診療情報評価料
医療機器安全管理料1
医療機器安全管理料2
救急患者連携搬送料
在宅患者訪問看護・指導料 及び同一建物居住者訪問看護・指導料の「注2」
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 注2 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
遺伝学的検査の「注1」に規定する施設基準
骨髓微小残存病変量測定
BRCA1/2遺伝子検査
がんゲノムプロファイリング検査
先天性代謝異常症検査
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
検体検査管理加算(Ⅰ)
検体検査管理加算(Ⅳ)
国際標準検査管理加算
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
胎児心エコー法
ヘッドアップティルト試験
脳波検査判断料1
神経学的検査
補聴器適合検査
小児食物アレルギー負荷検査
内服・点滴誘発試験
経頸静脈的肝生検
前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
画像診断管理加算2
C T 撮影及びMR I 撮影
冠動脈C T 撮影加算
心臓MR I 撮影加算
乳房MR I 撮影加算
小児鎮静下MR I 撮影加算
抗悪性腫瘍剤処方管理加算
外来化学療法加算1
無菌製剤処理料
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
がん患者リハビリテーション料
集団コミュニケーション療法料
通院・在宅精神療法 注9 心理支援加算
静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
多血小板血漿処置
人工腎臓、導入器加算2
腎代替療法診療体制充実加算
ストーマー合併症加算
皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
組織拡張器による再建手術〔乳房(再建手術)の場合に限る〕
人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)

人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
椎間板内酵素注入療法
緊急穿頭血腫除去術
上・中・下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)(MRIによるもの)
乳癌センチネルリンパ節生検加算１及びセンチネルリンパ節生検(併用)
乳癌センチネルリンパ節生検加算２及びセンチネルリンパ節生検(単独)
乳腺悪性腫瘍手術〔乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)〕
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
経皮的中隔心筋焼灼術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
大動脈内バルーンパンピング法（IABP法）
腎神経焼灼術
腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
内視鏡的逆流防止粘膜切除術
腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
腹腔鏡下胃切除術〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)〕及び腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
腹腔鏡下噴門側胃切除術〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)〕及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
腹腔鏡下胃全摘術〔単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)〕及び腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
胆管悪性腫瘍手術 〔膵頭十二指腸切除術及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る〕
腹腔鏡下肝切除術
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除及び切断術に限る)(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）
腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る)
周術期栄養管理実施加算
外科医療確保特別加算
輸血管理料Ⅱ
輸血適正使用加算2
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
レーザー機器加算 (耳鼻いんこう科・歯科)
麻酔管理料(Ⅰ)
麻酔管理料(Ⅱ)
放射線治療専任加算
外来放射線治療加算
高エネルギー放射線治療
高エネルギー放射線治療の 乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射によるものに限る)
画像誘導放射線治療加算(IGRT)
体外照射放射線呼吸性移動対策加算
定位放射線治療
定位放射線治療呼吸性移動対策加算
病理診断管理加算2
悪性腫瘍病理組織標本加算
国際標準病理診断管理加算
看護職員処遇改善評価料
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の「注5」
入院ベースアップ評価料
【歯 科】
地域歯科診療支援病院歯科初診料
歯科外来診療医療安全対策加算2
歯科外来診療感染対策加算4
歯科診療特別対応連携加算
地域歯科診療支援病院入院加算
歯科治療時医学管理料
医療機器安全管理料(歯科)
口腔機能実地指導
精密触覚機能検査
歯科口腔リハビリテーション料2
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
歯周組織再生誘導手術
広範囲顎骨支持型装置埋入手術
クラウン・ブリッジ維持管理料
口腔病理診断管理加算2
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

(6) 保険外併用療養費について

当院では、患者様のニーズに応え選択の幅をひろげるため個室利用など特別のサービスを行っています。つきましては、健康保険が適用されない特別の料金を次のとおり自費負担いただいております。

1. 個室料（室料差額）の料金

プライバシーが十分に確保され、かつ設備や部屋の床面積が充実している個室に入院された場合は、特別の料金をお支払いいただくものです。料金表は次のとおりです。

区分	料金（消費税込み）		設 備	床面積	部屋番号	部屋数
	市内居住の人	市外居住の人				
特別室	1日につき 17,600 円	1日につき 26,400 円	テレビ、バス、 トイレ、ミニ キッチン、冷 蔵庫、応接セ ット、電話（有 料）	26.47 m ²	463, 513, 613, 713, 814, 862	6 部屋
個 室	1日につき 7,700 円	1日につき 11,500 円	テレビ（有 料）、バス、ト イレ、ミニキ ッチン、冷蔵 庫、ソファ、 電話（有料）	14.77～ 16.30 m ²	304, 305, 401～412, 454～462, 503～512, 552～563, 603～612, 653～662, 704～712, 753～762, 809～813, 815, 816, 854, 856～861	98 部屋
準個室 (4 人部屋)	1日につき 2,200 円	1日につき 3,300 円	テレビ、トイレ、ミニキッチン、冷蔵庫、イス、電話（有料）	30.90～ 36.07 m ²	312, 413, 464, 514, 515, 565, 614, 664, 714, 715, 817, 863	12 部屋

※ 文書による患者様の同意をいただいてから個室に入室いただきます。

詳しくは入院手続きの窓口にお尋ねください。

2. 他の保険医療機関からの紹介状なしに受診された患者様の料金

7,700円（消費税込み）【歯科：5,500円(消費税込み)】

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院した患者様については健康保険の初診料とは別に特別の料金をお支払いいただくものです。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、特別の料金をいたしません。

詳しくは、医事係にお尋ねください。

3. 再診時に係る特別な料金

3,300円（消費税込み）【歯科：2,090円(消費税込み)】

当院から地域の診療所等をご紹介（紹介状を交付）したにもかかわらず当院を受診された場合、受診時に医師より地域の診療所等を紹介する申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院の受診を希望された場合（紹介状を交付するに至らなかった場合）には、再診料とは別に特別な料金をお支払いいただくものです。詳しくは、医事係へお尋ねください。

4. 入院期間が180日を超える入院の料金

入院医療の必要性が低いが患者様の事情により長期（180日以上）に入院している人に対する特別の料金（3,184円／日(消費税込み)）をお支払いいただくものです。

ただし、180日を超えて入院されている患者様であっても、15歳未満の患者様や難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働省が定める状態にある患者様は、健康保険が適用されます。

詳しくは、医事係にお尋ねください。

5. 金属床による総義歯の料金

金属総義歯は、義歯床粘膜面の大部分が金属で構成されていて、顎粘膜面にその金属が直接接触する形態で、なおかつ金属部分で咬合・咀嚼力の大部分を負担できる構造の総義歯をいいます。

総義歯の作成は、健康保険によらず特別の料金をお支払いいただくものです。

料金は個人の歯の形態によって変わりますので、歯科医師にご相談ください。

金属の種類	価 格
コバルト	1－4歯欠損：176,000円
	5－8歯欠損：198,000円
	9－11歯欠損：220,000円
	12－14歯欠損：231,000円

当院の手術実施件数等についてのお知らせ

特定の手術で、年間症例数や医師経験年数等の基準を満たすことを要件に診療報酬上の評価規定があります。

当院において実施する次の手術については、その要件を満たすものとして近畿厚生局に届出を行い、手術の所定点数に加算を行っております。

【所定点数に加算等を行っている手術】

区 分	手 術 の 分 類	年間症例数
区分 1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	28件
	イ 黄斑下手術等	0件
	ウ 鼓室形成手術等	4件
	エ 肺悪性腫瘍手術等	7件
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	5件
区分 2	ア 靱帯断裂形成手術等	9件
	イ 水頭症手術等	51件
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	エ 尿道形成手術等	26件
	オ 角膜移植術	0件
	カ 肝切除術等	52件
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	17件
区分 3	ア 上顎骨形成術等	0件
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
	エ 母指化手術等	0件
	オ 内反足手術等	0件
	カ 食道切除再建術等	1件
	キ 同種死体腎移植術等	0件
区分 4	一 胸腔鏡、腹腔鏡手術等	1,011件
その他	ア 人工関節置換術	191件
	イ 乳児外科施設基準対象手術	20件
	ウ パーカール移植術及びパーカール交換術	95件
	エ 冠動脈、大動脈、パーカール移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	4件
	経皮的冠動脈形成術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	47件 65件 216件
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	50件 57件 181件

注1）年間症例数は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの実施件数です。

注2）複数の手術を同時に行った場合は、主たる手術の症例数に計上しています。

【ハイリスク分娩管理加算に関する事項】

1年間の分娩実施件数	594件
産婦人科の常勤医師数	8人
産科病棟配置の助産師数	24人

分娩実施件数は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの実績です。

令和8年(2026年)6月1日

市立豊中病院長